

令和5年度 第10回

上島町農業委員会  
議事録

令和6年1月19日

開	会	令和6年1月19日 13時30分							
閉	会	令和6年2月19日 14時00分							
開	催	場所 上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール							
現	地	日	① 1/11 10:00	② 1/12 10:00	③ 1/12 8:30				
		時							
	見	回	農業委員	① 田中 一富 委員	① 濱本 等 委員	② 西原 邦彦 委員			
			推進委員	③ 森本 隆人 委員					
	事務局		① ②③ 能地 建						
出	席	委	員	古本 貢 委員	竹川 修 委員	村上 穂 委員			
				仲平 まゆみ 委員	田中 一富 委員	砂川 正治 委員			
				西原 邦彦 委員	児玉 昭一 委員	平岡 修 委員			
				森本 隆人 委員	村上 啓祥 委員	青木 俊樹 委員			
				小西 佳子 委員	濱本 等 委員	岡辺 恒一 委員			
欠	席	委	員						
職	務のため出席し	た	者	の	氏	名	藤田 直弥	松浦 孝志	能地 建
							村上 晃子		
議	事	録	署	名	人		村上 穂 委員	仲平 まゆみ 委員	
議	事	の	概	要	日程第1	会議録署名委員の指名について			
					第1号議案	非農地証明申請について (岩城)			
					第2号議案	農地法第3条許可申請について (弓削佐島)			
					その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他			

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第10回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日の出席委員数は、全員出席です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。村上穂委員、仲平委員、よろしくをお願いします。
第1号議案	議長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農振農用地を非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、
		① 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。
		② 周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。
		以上の非農地の認定基準に該当していると判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された田中委員、西原委員、濱本委員の説明を求めます。
	田中委員	1月11日、濱本委員と事務局とで現地確認に行きました。畑の方は大分竹藪が覆い茂っていて、畑として耕作するのは難しいと思います。竹藪も生い茂っていますので、非農地としていいと思います。
	西原委員	1月12日に事務局と現地を見に行っただけですが、見てのとおり山で、私の知る限りでも、20 数年間は作っていない。これを畑にするというのは、到底、無理な話なので、非農地証明については適正であると思います。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	濱本委員	1月11日に田中委員と事務局と3人で現地に行ったんですが、西原委員が言うように、僕が知る20何年は作ってないんじゃないかなと思います。今、写真とている方向からは昔は八朔の木があったと思うんですよ。それが全然見えないので、田中委員が言っていました、竹とか雑木が覆われており、これを畑にするのは難しいんじゃないかと、相当お金をかけないとできないので、非農地でいいと思います。以上です。
審議	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。 (意見なし)
採決	事務局	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議長	全員賛成ということで非農地である旨証明します。
第2号議案	議長	それでは、第2号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第2号議案の説明は以上です。
	議長	それでは、現地確認された森本委員の説明を求めます。
	森本委員	1月12日に事務局と現地を調査いたしました。現在はレモン畑と野菜が一部植わっておりました。管理は十分されているようです。そして譲受人の方の畑もこの近くにあつて、ハウスだと思うんですけど、よくやっているようなので、それと、譲渡人の方から贈与ということで、今まで管理していたものを渡すということです。ですから、私としては、畑としても最適だと思いますので、許可していいと思います。
審議	議長	以上で説明は終わりです。ご意見ご質問はございませんか。 (意見なし)
採決	議長	ないようですので採決に移らせていただきます。それでは第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	全員賛成ということで許可といたします。
(閉 会)		それでは、以上をもちまして令和5年度第10回農業委員会総会を終了いた
		たします。

